

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部茨城県済生会
居宅介護支援事業 龍ヶ岡

〔重要事項説明書〕

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第 0870800356 号)

目 次

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	1
4. 職員の体制.....	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. 個人情報の保護及び秘密の保持について.....	4
8. 禁止行為.....	4
9. 虐待の防止のための措置.....	4
10. 身体拘束の適正化に関する事項.....	5
11. 事故発生時の対応方法について.....	5
12. 身分証携行義務.....	5
13. 業務継続計画の策定等.....	5
14. 衛生管理.....	5
15. 苦情の受付について（契約書第17条参照）.....	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部 茨城県済生会
- (2) 法人所在地 茨城県水戸市双葉台3丁目3番10
- (3) 電話番号 029-254-9292
- (4) 代表者氏名 村田 実
- (5) 設立年月日 昭和27年5月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険法の理念、趣旨に従い、要介護者等に対し、適正な居宅介護支援を提供し、居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。
- (3) 事業所の名称 居宅介護支援事業 龍ヶ岡
平成16年3月1日指定 茨城県0870800356号
- (4) 事業所の所在地 茨城県龍ヶ崎市中里1丁目1番17
- (5) 電話番号 0297-61-1300
- (6) 事業所代表者 氏名 福岡 陽介
- (7) 当事業所の運営方針
- 一 利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
 - 二 利用者の心身の状況、環境等に応じ、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 - 三 利用者の意思が人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又はサービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行う。
- (8) 開設年月日 平成16年3月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域は、龍ヶ崎市内及び事業所から概ね半径10km以内の隣接市町村（牛久市・つくば市・稲敷市・取手市・利根町・河内町）とする。
- (2) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月～土 午前8時30分～午後5時30分 日曜日及び12月31日から1月3日までは休業 ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制
-----------	--

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1 (兼)		0. 2	管理業務統括
2. 介護支援専門員	4		3. 8	居宅介護支援

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護支援専門員が 4 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間× 4 名÷ 3 2 時間=1 名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

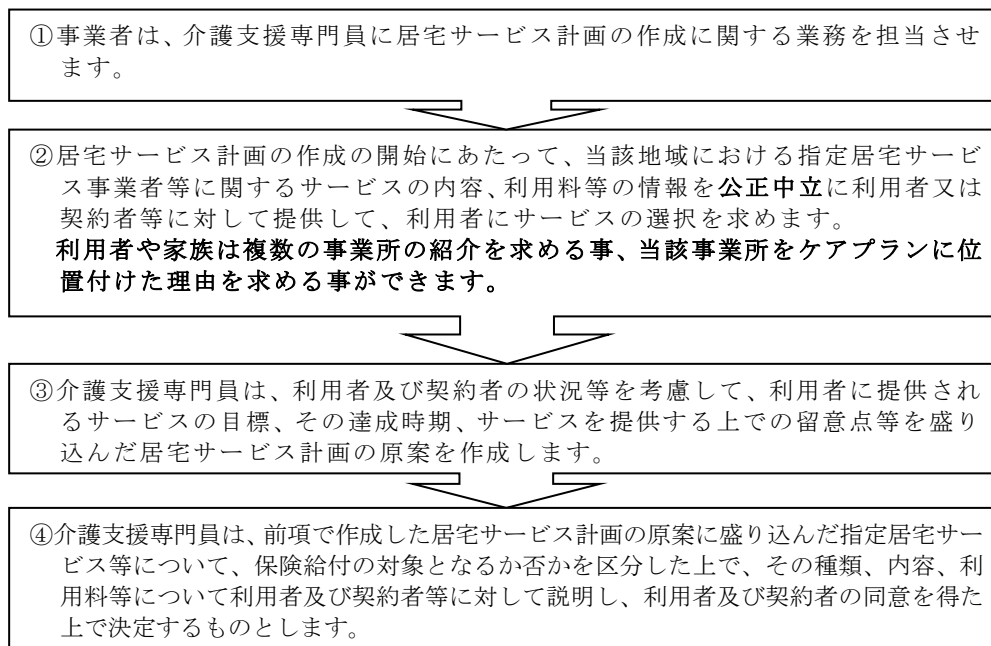
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）＊

<サービスの内容>

① 【居宅サービス計画の作成】

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 【居宅サービス計画作成後の便宜の供与】

- ・ご利用者及び契約者等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 【居宅サービス計画の変更】

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 【介護保険施設への紹介】

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 【医療機関との連携強化】

- ・居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、サービス利用について意見をした主治医に対してケアプランを交付致します。
- ・指定居宅サービス事業者等から伝達された利用者の口腔ケアや服薬状況、ケアマネジャーがモニタリング時に把握した利用者の状態についてケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金(居宅介護支援費)について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護保険で定められた利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

(2) 交通費(契約書第8条参照)

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、別表に定める交通費の実費相当額をいただきます。

(3) 文書の交付(契約書第10条参照)

ご契約者又は利用者は居宅介護支援の実施についての記録をいつでも閲覧し、必要とする場合には複写物をとることもできます。又、領収書等の再発行や利用証明書等の交付を受けることができます。その場合、別表に定める手数料等の実費相当額をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み 常陽銀行 竜崎支店 普通口座 N o 1615212 口座名義：社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会 龍ヶ岡 施設長 林 佳範
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし ご利用できる金融機関：常陽銀行竜崎支店のみ

前記(2)の交通費及び(3)の文書交付手数料等は、サービス利用終了時にその都度お支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者又はご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービス利用の割合

当事業所のケアプランにおける利用状況については（訪問介護、通所介護事業、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）は別表2の通りとなります。

7. 個人情報の保護及び秘密の保持について

(1) ご利用者及びご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守します。

(2) 事業所が得たご利用者及びご家族の個人情報については、介護保険サービスの提供以外の目的では原則使用しないものとし、サービス担当者会議等において個人情報を使用する場合はご利用者の同意を、ご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

8 禁止行為

- (1) 事業所の介護支援専門員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為
- (3) サービス利用中に介護支援専門員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載

9. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	管理者	福岡 陽介
-------------	-----	-------

- (2) 成年後見制度の利用支援。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について 従業者に周知します。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 0. 身体拘束の適正化に関する事項

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下 「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

1 1. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償速やかに行います

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	済生会「損害補填事業」総合保障プラン
保障の概要	対人・退物賠償、管理財物、居宅介護・介護予防支援事業に係る経済損害賠償、感染症対応費用等

1 2. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 3. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 衛生管理

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

事業所TEL 0297-61-1300（代表）

職名	担当者氏名			
管理者	福岡 陽介			
介護支援専門員	福岡 陽介	中泉 加代子	吉原 啓子	目黒 美紀

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

龍ヶ崎市健康スポーツ部 介護保険課	所在地	龍ヶ崎市 3710 番地
	電話番号	0297-64-1111〔代〕
	FAX	0297-60-1589
	受付時間	9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地	水戸市笠原町 978 番地 26
	電話番号	029-301-1565
	FAX	029-301-1579
	受付時間	9:00～17:00
茨城県社会福祉協議会	所在地	水戸市千波町 1918
	電話番号	029-241-1133
	FAX	029-241-1434
	受付時間	9:00～17:00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業 龍ヶ岡

介護支援専門員



私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所〒

氏名

印

契約者 住所〒

氏名

印

(利用者との続柄)